

# 入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和5年11月30日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター 所長 山下 秀幸  
(公印省略)

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業(大中型まき網(東海黄海海区))に係る用船及び漁獲物販売委託業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和6年 5月26日  
至) 令和6年 9月16日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付  
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25  
テクノウェイブ1006階  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター開発業務課  
電話 045-277-0179  
FAX 045-277-0209
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「海洋水産資源開発事業(大中型まき網(東海黄海海区))に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「海洋水産資源開発事業(大中型まき網(東海黄海海区))に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年12月14日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書



績による。

- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)
- (5) その他  
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。  
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### 10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 用船仕様書

### 1. 調査名

海洋水産資源開発事業（大中型まき網：東海黄海海区）

### 2. 調査目的

大中型まき網漁業において、漁場や海況ならびに労働環境等の変化に対応した操業形態の構築を図り、スリム化された船団の最適化に寄与することによって、当該漁業の持続的な発展に資すること。

### 3. 調査項目

#### (1) 潮流計データとヨマ情報による操業可否の推定

大中型まき網漁業では、ヨマと称する糸と鉛を組み合わせた道具を使って潮流を推測し、操業（投網）可否を判断する。しかし、ヨマによる潮流予測は、実施者、船団、地域等によって異なり、若手乗組員等に当該技術を伝承するためには、ヨマ情報の標準化、定量化等が必要となる。そこで、本事業では、まず、潮流計データ、ヨマ情報、操業情報等に関する基礎的データを収集する。これにより、潮流計データ等からのヨマ情報の推測および潮流計データとヨマ情報の同化等を試みる。

#### (2) 大目合を導入した改造漁具による操業調査

東海黄海海区において、特に五島西沖から東海南部等では、漁場特有の複雑な潮流により、数日間にわたり操業機会が失われること、また、無理に操業した場合に漁具が破損（破網等）することがある。収益性を向上させるため操業機会の増加が必要であり、そのような環境でも安全に操業でき、かつ漁獲が得られる網漁具の開発が求められている。身網の一部を大目合化した改造漁具を用いて、五島西沖から東海南部等にかけての漁場で操業調査を実施する。従来漁具（通常の操業で使用している漁具）と改造漁具を用いて操業し、集魚中及び投網前後の推定魚群量、漁獲状況、身網の到達深度及び沈降速度を比較し、改造漁具の有効性について評価する。

#### (3) 長期高鮮度保持による品質に関する調査

大中型まき網漁業による漁獲物は、魚倉に投入されてから水揚げまで生鮮で保蔵される。特に東海南部等の遠方漁場における操業では、漁場と水揚げ市場間の移動に数日間を要する一方で、漁獲物を効率的に運搬するためには魚倉の充満率を高めることが望まれる。そのため、魚倉内で長期間にわたり生鮮で保蔵する技術開発が求められている。ここでは、漁獲後、漁獲物の一部を魚倉内でスラリーアイス<sup>\*1</sup>処理によって従来

の2~3倍程度の期間保蔵し、砕氷、海水及び塩で保蔵される従来処理による漁獲物と同程度の品質を保持させることが可能であるか実証する。水揚げされた漁獲物の一部は、鮮度評価のためのサンプルとして保存するとともに、試験販売に供する。漁獲物の品質と保蔵環境との関係を把握するために、漁獲物の投入から水揚げまでの魚倉内の温度推移を記録する。

※1 微小な氷粒子と水溶液が混在した液状氷のこと。氷スラリー、フローアイス、リキッドアイスおよびシャーベット氷等、様々な名称で呼ばれる。

#### (4) その他

##### ① 水中灯による魚種選択に関する調査

船団に割り当てられた漁獲枠の中で収益性を高めるためには、マーケットのニーズに応じた魚種を供給することが望ましい。そのためには、季節等に応じて特定の魚種を選択的に漁獲する技術開発が必要となる。選択漁獲に係る技術開発の可能性を探索するために、水中灯に対するあじ類、さば類等の行動特性、水中灯の仕様や使用方法等の情報を収集する。加えて、国内外問わず水中灯等を用いて選択漁獲を実施している事例について情報収集を行う。

##### ② 水中カメラ等による魚種組成の把握に関する調査

選択的な漁獲、効率的な操業を実現するために、水中カメラ等による魚群中の魚種判別を試みる。

#### 4. 船舶要目

##### (1) 網船

##### ① 漁業種類：大中型まき網漁業

##### ② 航海能力：1か月間程度の無寄港航海が可能であること。

##### ③ 総トン数：199トン以上

##### ④ 漁労設備等

##### 1) 漁具：

アジサバ用まき網2式以上を保有すること。内、1式を調査開始時までに身網沈子側を大目化した改造漁具として準備すること(身網沈子側の35%程度を210mm程度に大目合化することを想定している。詳細については、別途協議の上、当機構担当職員の指示に従うこと)。

##### 2) 漁労設備：まき網投揚網設備一式を有すること。

##### ⑤ 付帯設備

##### 1) 航海および漁労計器等：

GPS、プロッター、航海レーダー、スキャニングソナー、マルチビームソナー、魚

群探知機、方向探知機、潮流計、デジタル水温計、風向風速計、船舶電話、ファクシミリ、ネットゾンデ、集魚灯、水中灯を有すること。付属作業船にスキヤニングソナー、魚群探知機、潮流計を有すること。

2) 作業場所等：

調査員がデータ処理等のために優先的に使用可能な個室、机、照明、電源を有すること。

3) 保冷設備：

冷蔵製品の積載が可能であること。

4) 冷却設備：

スラリーアイスを製造する機械を保有すること（(3) 運搬船に保有でも可）。

5) その他有ることが望ましい設備（必須条件とはしない）

(ア) AIS（自動船舶識別装置）

(イ) 気象、海象及び海洋環境情報等の配信システム（例：一般社団法人漁業情報サービスセンターが提供する「エビスくん」など。）

⑥ その他

1) 最大積載人員中に、その他の乗船者として2名以上を含むことができること。

2) 本船は以上の要件の他、法令で定められた設備や、調査運行に支障を来さない相当の設備および付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

3) 東海黄海海区において操業できる許可を保持していること。

⑦ 乗組員

1) 乗組員数を20人以上とし、漁撈長、船長、機関長、通信長に加え、大中型まき網操業が十分に行える人員を確保しておくこと。

2) 漁撈長は大中型まき網漁業について十分な知識と技量を有すること。

3) 乗組員の過半数は大中型まき網漁業の経験が6ヶ月以上あること。

4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。

5) 調査員と円滑なコミュニケーションが取れること。

6) 出入港ならびに操業中は、恒常的にライフジャケットおよびヘルメットを着用すること。

(2) 灯船

① 漁業種類：大中型まき網漁業

② 航海能力：1か月間程度の無寄港航海が可能であること。

③ 総トン数：85トン以上

④ 漁労設備等

集魚設備一式を有すること。

⑤ 漁労付帯設備

- 1) 航海および漁労計器等：  
GPS、プロッター、航海レーダー、スキャニングソナー、魚群探知機、方向探知機、潮流計、デジタル水温計、風向風速計、船舶電話、ファクシミリを有すること。
- 2) その他有ることが望ましい設備（必須条件とはしない）  
水中カメラ

⑥ その他

- 1) 灯船は以上の要件の他、法令で定められた設備や、調査運行に支障を来さない相当の設備および付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。
- 2) 東海黄海海区において操業できる許可を保持していること。

⑦ 乗組員

- 1) 乗組員数を6人以上とし、船頭、船長、機関長が確保されていることに加え、大中型まき網操業が十分に行える人員を確保しておくこと。
- 2) 船頭は大中型まき網漁業について十分な知識と技量を有すること。
- 3) 乗組員の過半数は大中型まき網漁業の経験が6ヶ月以上あること。
- 4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- 5) 調査員と円滑なコミュニケーションが取れること。
- 6) 出入港ならびに操業中は、恒常的にライフジャケットおよびヘルメットを着用すること。

(3) 運搬船

- ① 漁業種類：大中型まき網漁業
- ② 航海能力：1か月間程度の無寄港航海が可能であること。
- ③ 総トン数：300トン以上
- ④ 漁労設備等  
漁獲物の積込み及び運搬が可能な設備一式を有すること。
- ⑤ 漁労付帯設備
  - 1) 航海および漁労計器等：  
GPS、プロッター、航海レーダー、スキャニングソナー、魚群探知機、方向探知機、潮流計、デジタル水温計、風向風速計、船舶電話、ファクシミリを有すること。
  - 2) 保冷設備：  
冷蔵製品を150トン以上積載可能であること。
  - 3) 冷却設備：  
魚倉に冷却コイルが設置されていること。海水を冷却する装置を保有すること。
- ⑥ その他
  - 1) 運搬船は以上の要件の他、法令で定められた設備や、調査運行に支障を来さない相当の設備および付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

2) 東海黄海海区において操業できる許可を保持していること。

⑦ 乗組員

- 1) 乗組員数を 8 人以上とし、船長、機関長に加え、大中型まき網操業が十分に行える人員を確保しておくこと。
- 2) 船長は大中型まき網漁業について十分な知識と技量を有すること。
- 3) 乗組員の過半数は大中型まき網漁業の経験が 6 ヶ月以上あること。
- 4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- 5) 調査員と円滑なコミュニケーションが取れること。
- 6) 出入港ならびに操業中は、恒常的にライフジャケットおよびヘルメットを着用すること。

5. 用船期間

(1) 用船開始日：令和 6 年 5 月 26 日（未定港）

用船解除日：令和 6 年 9 月 16 日（未定港）

（注）ただし、用船開始・解除の日程は開発調査センターと船主の協議により変更可能とする。

(2) その他

- ① 用船期間中、計 4 回の航海を予定する。
- ② 水揚げ地は、長崎、松浦、博多、唐津、枕崎のいずれかを予定する。

6. 調査海域

東海黄海海区（最大高潮時海岸船上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域）

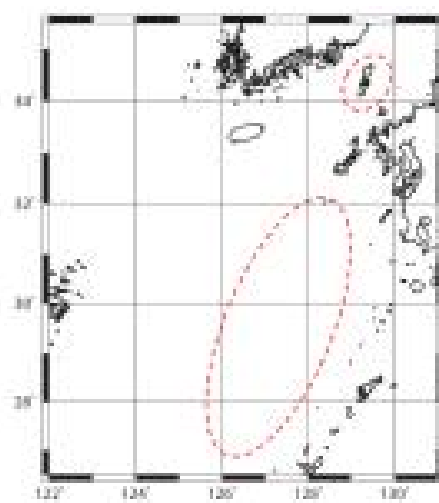


図 2 主たる調査海域（点線で囲った箇所を示す）



## 7. 担当研究所

開発調査センター

## 8. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、船主または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

## 9. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運行に関する事項については、本仕様書に定めるものの他、「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとする。
- (4) 本件を請け負う者は、同一船舶において当事業を除き、漁業に関する調査を目的とした国・地方自治体・法人等から委託される事務、事業及び補助金と重複があってはならない。

# 調査船に関する用船仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

## 第一章 総 則

- 1 用船（以下「本船」という。）は国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）を使用者とし、調査に従事することを目的とする。
- 2 本船は漁船法、船舶法、船舶安全法、電波法、海上衝突予防法、その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。  
なお、国際航海に従事する場合にあっては、所要の条件を満たすものでなければならない。
- 3 本船は、機構が指定する海域において、調査を行うため、調査員等の指示に従い本船を運航しなければならない。  
ただし、関係法令に定める船長の権限に及ぶものではない。
- 4 本船の乗務員の服務については、第三章「乗組員の服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本船は、調査員等の適当な居住設備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本船の乗務員は、船舶職員法に規定する資格を有する職員とし、調査について、別に必要な員数を定める。
- 7 本船には次の設備を備えなければならない。
  - (1) 標 識  
本船の用船中においては、機構が貸与した機構旗を船橋周辺の見えやすい場所に掲げること。
  - (2) 諸設備  
本船は法律で定められた設備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本船は船舶要目表、海員（乗組員）名簿、有効な船舶検査証書、船舶検査手帳、船舶国籍証書及び無線局免許状、船舶整備記録簿及び漁船原簿を提示しなければならない。
- 9 本船の船内には緊急事態に備えた連絡体制及び対応マニュアルを備えなければならない。
- 10 この仕様書によることが困難である場合においては、機構及び船舶所有者が別途協議の上決定するものとする。

## 第二章 調査船

調査船については、第一章総則の定めによるほか下記によるものとする。

- 1 本船はそれぞれの調査の目的を達成できる船型、漁ろうに関する諸設備を有するものとする。また、調査の実施については、別に定める調査要領によるものとする。
- 2 本船の行動日数は同調査要領に定められた日数とする。  
ただし、調査実施上やむを得ず調査計画を変更した場合には、機構が認めたその日数とする。
- 3 本船は調査船として次の設備を備えなければならない。
  - (1) 標 識  
外国の200海里水域において調査を実施する場合であって、当該外国の法令又は漁業協定等で調査船の標識が義務づけられている場合には、その定められた標識を塗装又は掲示すること。
  - (2) 諸設備
    - ア 本船は、調査実施上必要とする漁ろう設備等を常時作動できる状態に維持管理すること。
    - イ 本船は、荒天下にあっても安全に漁獲物の調査、測定が行い得る専用の場所を確保すること。
    - ウ 本船は、よりよい船位を把握するため、精度の高い位置測定用航海計器を備えること。  
なお、前記1に定めるもののほか、特殊な設備、漁具又は機器を必要とする場合は、機構及び船舶所有者と協議の上決定するものとする。
- 4 調査に付随して採捕された漁獲物等は全て機構に帰属するものとし、調査用標本を除きその処理に係る具体的方法については、別途調査員が指示するものとする。

### 第三章 乗組員の服務に関する注意事項

- 1 船長は、調査員等の指示を受け、乗組員を指揮監督して船務及び業務一切を処理統轄し、調査の遂行に協力すること。
- 2 船長は、船体の構造、操船上の性能及び機関の能力等を十分に把握の上自船の保安及び能率的な運航に努めること。
- 3 船長は、業務を遂行する上で支障をきたさないよう、出航前の検査を行い、船体、機関、無線機器及び航海計器その他属具の整備点検に心がけること。
- 4 船長は、気象条件の変化に留意し、特に、荒天の際は自船の保安に十分な措置をとること。
- 5 船長は原則として次の場合には船橋で指揮をすること。
  - (1) 出入港及び転描のとき
  - (2) 狭水道及び漁船が密集して操業する海域を航行するとき
  - (3) 視界不良及び海難救助のとき
  - (4) 調査のとき
  - (5) その他船舶に危険のおそれがあるとき
- 6 一等航海士は船長を補佐し、その命を受け船務及び業務を処理するとともに船員の秩序維持等の管理にあたること。
- 7 乗組員の勤務について、船長が必要と認めるときは、通常の勤務時間の割振りによらない勤務方法を命ずることがあること。
- 8 乗組員は次の事項を守ること。
  - (1) 上長の職務上の命令に従うこと
  - (2) 職務を怠り、また、他の乗組員の職務を妨げないこと
  - (3) 船長の指定するときまでに乗船すること
  - (4) 船長の許可なく下船しないこと
  - (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと
  - (6) 船内の食料又は清水を浪費しないこと
  - (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと
  - (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から物品を持出さないこと
  - (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと
  - (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと
  - (11) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること

9 乗船乗務中の当直者は次の事項を遵守すること。

- (1) 見張りを厳重にし、みだりに船橋を離れないこと
- (2) 船長から指示された事項に留意し、その遂行に努めること
- (3) 当直者は船内を巡検し、火気、浸水その他航行の支障となるような原因の防除に努めること

10 船長は、停泊中においても、自船の保安、見張り等のため、停泊当直を行わせること。

11 機密の保持について

- (1) 船舶の行動等職務上知り得た事実を外部の者に漏らさないこと
- (2) 船内機密書類については、船長が保管し、取扱については十分注意すること
- (3) 外来者に対し船長の許可なく乗船させないこと

## 漁獲物販売委託業務仕様書

### 1. 調査名

海洋水産資源開発事業（大中型まき網：東海黄海海区）

### 2. 業務目的等

本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船の目的である調査を実施することにより取得する漁獲物について、適切な販売収入を得るため、水揚げ港の選定、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収にかかる業務等を行う。なお、本業務を実施する場合、第三者へ委託することを妨げない。

### 3. 予定水揚げ港

長崎、松浦、博多、唐津、枕崎

### 4. 業務期間

自) 令和6年5月26日

至) 令和6年9月16日

### 5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物

(1) 予定水揚げ数量：約700トン（4か月間）

(2) 主な漁獲物：大中型まき網漁業で漁獲した漁獲物（主にあじ、さば類等）

### 6. 手数料率

本件に係る手数料率の上限は、1.0%とする。

なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同社が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第三者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。

### 7. 業務内容 上記5. の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。

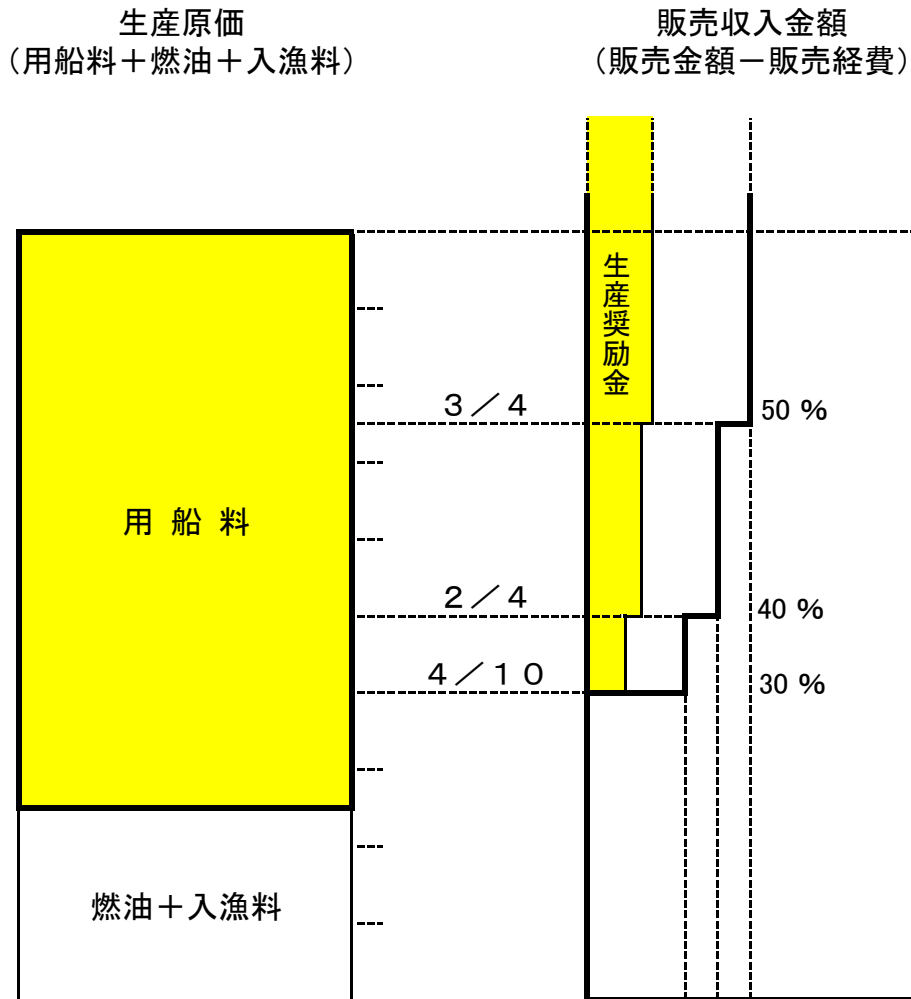
(1) 予定する港の水揚げ及び販売に係る手続き、手配に関する事項

- ① 当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の間屋等を通じて情報を収集し、適切な水揚げ港・市場を提案すること。
- ② 市場に対して入港日、漁獲物明細を連絡し、当機構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。

- ③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について行うこと。
  - ④ 漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）の PR 等を行うこと。
- (2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項  
当機構の販売戦略に役立つよう、各港における市況等の情報提供を行うこと。
- (3) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項  
原則、全ての水揚げ立ち合いを行うこと。なお、やむを得ず立ち会えない場合は事前に当機構と協議し、対応を決定すること。
- (4) 販売結果の報告に関する事項  
販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証券（市場仕切書等）を添付して提出すること。
- (5) 販売代金の当機構への送金に関する事項  
販売代金は、一航海毎を取りまとめ、業務委託手数料分を差し引いた額を遅滞なく当機構指定の口座に振り込むこと。
8. その他  
漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は、担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。



# 生産奨励金の考え方



## 生産奨励金歩合

- ① 生産原価の 4 / 10 ~ 2 / 4 までの部分 × 30%
- ② 生産原価の 2 / 4 ~ 3 / 4 までの部分 × 40%
- ③ 生産原価の 3 / 4 以上 × 50%

$$\text{生産奨励金} = ( \text{①} + \text{②} + \text{③} ) \times 4 / 10$$

支払う用船料 = 用船料 + 生産奨励金

※ 用船料は各月払い、生産奨励金は契約期間終了後の精算払い